

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和8年(チ)第9号
新潟市西蒲区巻甲5481番地1
申立人 西蒲原土地改良区
住所・居所 不明
(最後の住所) 新潟市西蒲区善光寺村受3番地5
所有者 亡池田ハルノ相続財産
届出期間満了日 令和8年10月23日
令和8年8月24日

新潟地方裁判所
(別紙) 物件目録
1 所在 新潟市西蒲区善光寺村受字六丁
地番 180番
地目 田
地積 1021平方メートル
2 所在 新潟市西蒲区善光寺村受字六丁
地番 199番
地目 田
地積 1021平方メートル
3 所在 新潟市西蒲区善光寺村受字六丁
地番 203番
地目 田
地積 1021平方メートル

令和8年(チ)第18号
広島県安芸郡熊野町中溝1丁目5番16号
申立人 シタババ建設株式会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 広島市楠邦町11番24号
共有者 土屋 美智代
届出期間満了日 令和8年10月26日
令和8年8月26日
広島地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 東広島市志和町七条桃坂字貞延
地番 10498番18
地目 山林
地積 1692平方メートル
共有者 土屋美智代の持分 2分の1

令和8年(チ)第9号
秋田市雄和繁字上田面13番地
申立人 株式会社佐々木工務店
亡齋藤萌の最後の住所 秋田市牛島東一丁目10番13号
所有者 亡齋藤萌相続財産
届出期間満了日 令和8年10月23日
令和8年8月25日
秋田地方裁判所民事第2部
(別紙) 物件目録
所在 秋田市牛島東一丁目
地番 154番5
地目 宅地
地積 191.72平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告
次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和8年(チ)第12号
広島市西区東観音町13番26号
申立人 迫田 和弘
住所・居所 不明
(亡中田八重子の最後の住所) 広島市西区東観音町13番26号
共有者 亡中田八重子相続財産
住所・居所 不明
(亡八澤良子の最後の住所) 広島市西区東観音町13番26号
共有者 亡八澤良子相続財産
届出期間満了日 令和8年10月26日
令和8年8月26日
広島地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 広島市西区東観音町13番地1
家屋番号 未登記
種類 居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 不明
新築時期 不明
共有者亡中田八重子相続財産の持分2分の1
共有者亡八澤良子相続財産の持分2分の1

令和8年(チ)第10号
秋田市雄和繁字上田面13番地
申立人 株式会社佐々木工務店
亡齋藤萌の最後の住所 秋田市牛島東一丁目10番13号
所有者 亡齋藤萌相続財産
届出期間満了日 令和8年10月23日
令和8年8月25日
秋田地方裁判所民事第2部
(別紙) 物件目録
所在 秋田市牛島東一丁目154番地5
家屋番号 154番5
種類 居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
地積 床面積 1階74.38平方メートル
2階23.96平方メートル

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和8年9月9日
東京都世田谷区桜丘四一四一九1a・vie・bellie千歳船橋
(甲) 合同会社ブーワン
代表社員 久保 孝徳
東京都港区芝浦四丁目二〇番二号
(乙) 合同会社ブレーンクリエイティブ
代表社員 久保 孝徳

吸収分割公告
当社(甲)は、吸収分割により株式会社明電舎(乙、住所東京都品川区大崎二丁目一番一号)の水インフラ分野のO&Mに関する事業に関する権利義務を承継することいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和8年七月十七日
掲載頁 一五〇頁(号外第一六〇号)

(乙) 金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しております。
令和8年9月9日
東京都品川区大崎二丁目八番一号
明電ファシリティーサービズ株式会社
代表取締役 村嶋 久裕

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社K-WORKER(乙、住所東京都新宿区市谷仲之町三番二号小黑ビルF)の福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業に関する権利義務を承継することいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和8年八月七日
掲載頁 一一七頁(号外第一七八号)
令和8年9月9日
岐阜市若宮町九丁目一六番地
株式会社トーカー
代表取締役 浅井 利明

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社タニコ(住所静岡県磐田市南平松五番地)に対して当社の自動車部品製造ほかの全事業に関する権利義務を承継させることいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 官報
掲載の日付 令和8年六月二十九日
掲載頁 一二四頁(号外第一四三号)
令和8年9月9日
静岡県磐田市南平松五番地
株式会社タニコ
代表取締役 水谷 真悟